

特定非営利活動法人長野県NPOセンター  
役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人長野県NPOセンター定款第17条に定める役員報酬、その他報酬に関する必要事項を定めることを目的とする。

(兼務)

- 第2条 役員は職員を兼務することができる。
2. 事務局長、また、これを補佐する事務局次長、その他事務局機能に準ずる機関を統括する長及びこれを補佐する役付職員に対して役付手当を支払うことができる。
  3. 手当の額は職員給与規程による。

(支払額の決定)

- 第3条 日給月給及び時間給に関する事項については理事会が承認する。
2. 毎事業年度の役員報酬の額及び職員の基本給（月額）は、通常総会直前の理事会にて承認し、通常総会に報告する。

(支払期日)

- 第4条 役員報酬の支払い時期については職員給与規程に準ずる。
2. 支払時期の決定及び変更する場合は、理事会が承認する。

附則

- 1.この規程は、平成25年12月21日から適用する。